

第6期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(平成24年3月1日から平成25年2月28日まで)

J.フロントリテイリング株式会社

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.j-front-retailing.com/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 31社 (株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社博多大丸、株式会社パルコ、株式会社ピーコックストア、大丸興業株式会社 他)
平成24年3月23日付及び8月27日付で株式会社パルコの株式を取得したことから、同社及び同社の子会社5社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
また、平成24年8月20日付でJFR PLAZA Inc. 及び平成24年9月3日付で株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツを新たに設立したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- (2) 非連結子会社 7社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会 他)
非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社
非連結子会社 2社 (株式会社ジャパン・リテール・アドバイザーズ 他)
関連会社 6社 (株式会社スタイリングライフ・ホールディングス、株式会社白青舎 他)
株式会社パルコの株式取得に伴い、同社の子会社2社及び関連会社1社を、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。なお、同社の関連会社1社は当連結会計年度末をもって持分法の適用範囲から除外しております。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社 5社 (博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会 他)
関連会社 1社 (有限会社五光)
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JFR PLAZA Inc.、PARCO (SINGAPORE) PTE LTD、百楽和商業諮詢(蘇州)有限公司、大丸興業国際貿易(上海)有限公司及び大丸興業(タイランド)株式会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として売価還元法による低価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3)重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④返品調整引当金

当連結会計年度末日以降に発生が予測される返品による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上しております。

⑤単行本在庫調整引当金

出版後一定期間を経過した単行本について売れ残り在庫の発生による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上しております。

⑥販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額を計上しております。

⑦商品券等回収損失引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑧事業整理損失引当金

関係会社の事業整理及び店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。

⑨退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑩役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

③ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生以後5年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成25年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から38.0%に変更されます。また、平成28年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.6%から35.6%に変更されます。

この変更により、当連結会計年度の流動資産の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が593百万円、その他有価証券評価差額金（貸方）が0百万円、繰延ヘッジ損益（貸方）が1百万円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が593百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	316,814	百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
(1) 担保に供している資産		
建物及び構築物	28,153	百万円
土地	19,887	百万円
投資有価証券	179	百万円
その他	80	百万円
計	48,302	百万円
(2) 担保に係る債務		
短期借入金	2,577	百万円
長期借入金	13,223	百万円
その他	336	百万円
計	16,136	百万円
3. 保証債務		
従業員住宅他融資の保証	26	百万円
株式会社S D S企画（株式会社下関大丸の子会社）	10	百万円
リース契約保証		
計	36	百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 536,238,328株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年4月10日 取締役会	普通株式	2,379	4.50	平成24年2月29日	平成24年5月7日
平成24年10月9日 取締役会	普通株式	2,379	4.50	平成24年8月31日	平成24年11月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年4月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,377	4.50	平成25年2月28日	平成25年5月2日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 705,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金及び債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行、社債発行及び債権流動化等による方針です。デリバティブは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金、社債の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は主に店舗の賃借に伴うもので、貸与人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに、株式の保有状況についても継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化等は、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のもの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、個別取引ごとのヘッジ効果を定期的に検証しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）参照

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	37,734	37,734	—
(2) 受取手形及び売掛金	63,061	63,061	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	20,047	20,047	—
② 関連会社株式	1,339	624	△715
(4) 敷金及び保証金	55,015	51,199	△3,815
(5) 支払手形及び買掛金	(87,995)	(87,995)	—
(6) 短期借入金	(48,793)	(48,793)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(19,998)	(19,998)	—
(8) 1年内償還予定の社債	(1,000)	(1,000)	—
(9) 社債	(24,000)	(24,062)	62
(10) 長期借入金	(119,293)	(120,586)	1,293
(11) デリバティブ取引 (※2)	(63)	(63)	—

(※1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(1) 現金及び預金には1年超の定期預金を含めております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。なお、1年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、並びに(8) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、市場価格に基づいて算定してしております。

(10) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、そのうちの一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(11) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格に基づき算定してしております。

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金及び売掛金・買掛金の時価に含めて記載してしております。(上記(10)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額16,626百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金の一部(連結貸借対照表計上額 33,850百万円)及び長期保証預り金(連結貸借対照表計上額 34,985百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等が極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
135,257	126,864

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額等であり、その他の物件については指標等を用いて自社で調整を行った金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 646円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円05銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

子会社の異動を伴う株式の譲渡

当社は、平成25年3月4日開催の取締役会において、平成25年4月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社ピーコックストア（以下「ピーコックストア」といいます。）株式の全部をイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）に譲渡（以下「本件株式譲渡」といいます。）することを決議し、同日、本件株式譲渡を実施いたしました。なお、本件株式譲渡に伴い、ピーコックストアは、当社の連結子会社より除外されることとなりました。

1. 株式譲渡の理由

ピーコックストアは、平成20年9月に株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア及び野沢商事株式会社の4社が合併して商号変更を行った当社の完全子会社であり、当社グループのスーパーマーケット事業会社として、首都圏・関西・中部地区において、主として食品スーパーマーケットを運営してまいりました。

しかしながら、ここ数年は、景気の低迷等により市場規模が縮小する中で食品スーパーマーケットの競争が激化し、価格引き下げ競争が進行するなど、同社を取り巻く事業環境は誠に厳しく、業績は低迷を余儀なくされております。また、今後につきましても、事業環境は一層厳しくなることが予想され、同社の業績改善には相当の時間を要するものと考えられます。

以上の点に鑑み、当社グループとしては、同社を、よりスーパーマーケット事業のノウハウを有する他社に譲渡して業績改善を図ることとし、経営資源を百貨店事業その他の事業に集中することが望ましいとの判断に至りました。このため、同社の譲渡先候補について検討していたところ、今般、イオンとの間で、譲渡の条件等について合意に至ったことから、同社株式の全部を譲渡することといたしました。

2. 株式譲渡の方法

当社は、本件株式譲渡実行日（平成25年4月1日）に、ピーコックストア株式の全部をイオンに譲渡しました。また同日、当社の連結子会社である株式会社JFRオフィスサポートは、同社が本件株式譲渡実行日時時点でピーコックストアに対して有する貸付債権をイオンに譲渡（以下「本件債権譲渡」といいます。）いたしました。当社は、本件株式譲渡と本件債権譲渡の対価として、合計300億円の支払いをイオンから受けました。

3. 異動する子会社の概要

(1) 名称	株式会社ピーコックストア
(2) 所在地	大阪府中央区心斎橋筋一丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 樋口 雅一
(4) 事業の内容	スーパーマーケット業
(5) 資本金	3,550 百万円

4. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名称	イオン株式会社
(2) 所在地	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
(4) 事業の内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス、及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理
(5) 資本金	199,054 百万円

5. 当該子会社株式譲渡の概要

(1) 株式譲渡日	平成25年4月1日
(2) 異動前の所有株式数	24,500,000株（議決権所有割合：100.0%）
(3) 譲渡株式数	24,500,000株
(4) 譲渡価額（概算）	130億円（*）
(5) 譲渡益（概算）	180億円（*） （グループ内固定資産過年度譲渡に係る実現益60億円を含む）
(6) 異動後の所有株式数	0株（議決権所有割合：0.0%）
(*) 当該金額は、株式会社JFRオフィスサポートがピーコックストアに対して有する貸付債権の額が現時点で確定していないため、概算額で表示しております。	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
-----	---------------------------------

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物	定 額 法
そ の 他	定 率 法
無形固定資産(リース資産を除く)	定 額 法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成 21 年 2 月 28 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
-----------	----------------------------

4. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 追加情報

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	62 百万円
2. 保証債務残高	
株式会社大丸松坂屋百貨店	
取引先からの要請に基づく	
顧客からの預かり旅行代金に対する保証	9 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	22,744 百万円
一般管理費	113 百万円
営業取引以外の取引高	466 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	536,238,328 株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	7,832,896 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	44 百万円
未払保険料	7 百万円
未払事業税	22 百万円
税務上の繰越欠損金	130 百万円
その他	16 百万円
繰延税金資産合計	<u>221 百万円</u>

繰延税金資産の純額	<u>221 百万円</u>
-----------	----------------

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	217 百万円
固定資産－繰延税金資産	3 百万円

(追加情報)

平成 23 年 12 月 2 日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成 25 年 3 月 1 日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が 40.6%から 38.0%に変更されます。また、平成 28 年 3 月 1 日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が 40.6%から 35.6%に変更されます。

この変更により、当事業年度の流動資産の繰延税金資産が 14 百万円減少し、法人税等調整額(借方)が 14 百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)(貸借対照表に計上したものを除く)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当事項はありません。
2. 未経過リース料期末残高相当額
当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当事項はありません。
3. 支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 0 百万円
減価償却費相当額 0 百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	株式会社 大丸松坂屋 百貨店	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取(注1)	2,059	—	—
				資金の貸付(注2)	88,200	短期貸付金	8,640
				利息の受取(注2)	301	—	—
				債務保証(注3)	9	—	—
子会社	株式会社JFR オフィスサポート	直接 100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取(注1)	20	—	—
				資金の貸付(注2)	29,025	短期貸付金	27,594
				利息の受取(注2)	144	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引先からの要請に基づき、顧客からの預かり旅行代金に対し、必要と認められる保証を行っております。

(注4) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 566円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円69銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

子会社の異動を伴う株式の譲渡

当社は、平成25年3月4日開催の取締役会において、平成25年4月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社ピーコックストア（以下「ピーコックストア」といいます。）株式の全部をイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）に譲渡（以下「本件株式譲渡」といいます。）することを決議し、同日、本件株式譲渡を実施いたしました。

なお、本件株式譲渡に伴い、ピーコックストアは、当社の連結子会社より除外されることとなりました。

1. 株式譲渡の理由

ピーコックストアは、平成20年9月に株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア及び野沢商事株式会社の4社が合併して商号変更を行った当社の完全子会社であり、当社グループのスーパーマーケット事業会社として、首都圏・関西・中部地区において、主として食品スーパーマーケットを運営してまいりました。

しかしながら、ここ数年は、景気の低迷等により市場規模が縮小する中で食品スーパーマーケットの競争が激化し、価格引き下げ競争が進行するなど、同社を取り巻く事業環境は誠に厳しく、業績は低迷を余儀なくされております。また、今後につきましても、事業環境は一層厳しくなることが予想され、同社の業績改善には相当の時間を要するものと考えられます。

以上の点に鑑み、当社グループとしては、同社を、よりスーパーマーケット事業のノウハウを有する他社に譲渡して業績改善を図ることとし、経営資源を百貨店事業その他の事業に集中することが望ましいとの判断に至りました。このため、同社の譲渡先候補について検討していたところ、今般、イオンとの間で、譲渡の条件等について合意に至ったことから、同社株式の全部を譲渡することといたしました。

2. 株式譲渡の方法

当社は、本件株式譲渡実行日（平成25年4月1日）に、ピーコックストア株式の全部をイオンに譲渡しました。また同日、当社の連結子会社である株式会社JFRオフィスサポートは、同社が本件株式譲渡実行日時時点でピーコックストアに対して有する貸付債権をイオンに譲渡（以下「本件債権譲渡」といいます。）いたしました。当社は、本件株式譲渡と本件債権譲渡の対価として、合計300億円の支払いをイオンから受けました。

3. 異動する子会社の概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社ピーコックストア |
| (2) 所在地 | 大阪市中央区心斎橋筋一丁目7番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 樋口 雅一 |
| (4) 事業の内容 | スーパーマーケット業 |
| (5) 資本金 | 3,550 百万円 |

4. 株式譲渡の相手先の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | イオン株式会社 |
| (2) 所在地 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也 |
| (4) 事業の内容 | 小売、ディベロッパー、金融、サービス、及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理 |
| (5) 資本金 | 199,054 百万円 |

5. 当該子会社株式譲渡の概要

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 株式譲渡日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| (2) 異動前の所有株式数 | 24,500,000 株 (議決権所有割合: 100.0%) |
| (3) 譲渡株式数 | 24,500,000 株 |
| (4) 譲渡価額 (概算) | 130 億円(*) |
| (5) 譲渡益 (概算) | 80 億円(*) |
| (6) 異動後の所有株式数 | 0 株 (議決権所有割合: 0.0%) |
- (*) 当該金額は、株式会社 JFR オフィスサポートがピーコックストアに対して有する貸付債権の額が現時点で確定していないため、概算額で表示しております。